

沖縄防衛局庁舎管理規則を次のように定める。

平成19年9月4日

沖縄防衛局長 鎌田 昭良

沖縄防衛局庁舎管理規則

改正 平成20年4月1日 沖縄防衛局達第3号
平成21年4月1日 沖縄防衛局達第3号
平成22年4月1日 沖縄防衛局達第3号
平成23年3月31日 沖縄防衛局達第2号
平成25年5月16日 沖縄防衛局達第1号
平成27年4月10日 沖縄防衛局達第3号
平成28年4月1日 沖縄防衛局達第2号
平成30年12月1日 沖縄防衛局達第5号
平成31年4月26日 沖縄防衛局達第3号
令和2年12月25日 沖縄防衛局達第6号
令和5年3月31日 沖縄防衛局達第2号
令和6年4月1日 沖縄防衛局達第3号

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 使用管理（第9条—第17条）
- 第3章 秩序の維持（第18条—第21条）
- 第4章 雑則（第22条・第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、沖縄防衛局の庁舎の管理に関し必要な事項を定め、庁舎における秩序の維持を図り、かつ安全の保持に資することを目的とする。

2 庁舎の管理については、他の法令又は規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この規則において、「庁舎」とは、本局、防衛事務所及び出張所の用に供している土地、建物、工作物及び立木竹をいう。

2 この規則において、「職員」とは、本局、防衛事務所及び出張所に勤務することを命ぜられた者をいう。

（庁舎管理者）

第3条 この規則の目的を達成するため、本局、防衛事務所及び出張所に庁舎管理者を置く。

2 庁舎管理者は、本局においては総務部会計課長とし、防衛事務所においては防衛事務所長とし、出張所においては出張所長とする。

3 庁舎管理者は、この規則を実施するにあたり、管理責任者に事務の一部を委任することができる。

(管理責任者)

第4条 本局の事務室等には、事務室等における使用の規制及び保全と秩序の維持を図るため、管理責任者を置く。

2 管理責任者及びその管理する区域並びに庁舎管理者から委任を受け実施する管理事項は、別表のとおりとする。ただし、管理責任者は、必要に応じ、管理事項の実施について庁舎管理者に協議することができるものとする。

(庁舎管理者及び管理責任者の代理)

第5条 庁舎管理者及び管理責任者が出張、休暇等により不在の場合は、代理者がその職務を代行する。

2 庁舎管理者の代理者は、本局においては会計課課長補佐（総務、会計、資金、管理担当）とし、防衛事務所においては防衛事務所次長とし、出張所においては業務係長とする。

3 管理責任者の代理者は、課の庶務を担当する課長補佐、訟務専門官及び報道室室長補佐並びに労務管理官の指定する労務対策調査専門官とする。

(管理事務の実施)

第6条 庁舎管理者及び管理責任者は、この規則を実施するに当たり、必要のある場合は所属の職員の事務の一部を実施させることができる。

(職員の協力業務)

第7条 職員は、庁舎管理者及び管理責任者から、庁舎の管理に関して必要な事項を指示された場合又は緊急を要する任務の遂行のため協力を求められた場合は、これに応じなければならない。

(一時使用を許可している者に対する措置)

第8条 庁舎管理者は、庁舎の一部を職員以外の者に使用を許可している場合において庁舎の管理上必要があると認めるときは、その者に対して、この規則の実施につき協力を求め、又は必要な指示をすることができる。

第2章 使用管理

(庁舎付帯設備の運転等)

第9条 冷房装置並びにエレベーターの運転については、庁舎管理者が別に定めるものとする。

(庁舎の施錠)

第10条 庁舎管理者は、庁舎の施錠設備を良好な状態に整備しなければならない。

(会議室の使用)

第11条 会議室を使用しようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の指定する方法で許可を受けなければならない。

(物品の販売等)

第12条 庁舎管理者は、庁舎において、物品の販売、宣伝、勧誘その他これらに類する

行為をさせてはならない。ただし、特別の理由がある場合において、庁舎管理者が止むを得ないと認めるときは、その指定する場所において、これらの行為を許可することができる。

(広告物等の掲示)

第13条 庁舎において、広告物その他これらに類する物を掲示しようとする者は、その掲示について、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。

(許可又は承認の条件等)

第14条 この章において、庁舎管理者が許可又は承認する場合において、必要があると認めるときは、その許可若しくは承認に条件を付し、又は関係者が遵守すべき事項を指示することができる。

2 庁舎管理者は、前項において付した条件又は指示に違反する者があるときは、その者に対して違反事項の是正を命じ、又はその許可若しくは承認を取り消すことができる。

(申請の手続き)

第15条 第11条に規定する承認の申請は、別記第1号様式による会議室使用申込書により行うものとし、第12条及び第13条に規定する許可の申請は、別記第2号様式による許可申請書により行うものとする。

第3章 秩序の維持

(立入りの制限等)

第16条 庁舎管理者は、庁舎に出入する者に対し、庁舎の管理上必要があると認めるときは、必要な事項を質問し、この章に規定する措置のほか、出入の禁止その他必要な措置を講ずるものとする。

2 庁舎管理者は、多数の者が陳情その他の目的で庁舎に立ち入ろうとする場合において、庁舎の管理上必要があると認めるときは、立ち入ることのできる人数、立入りの時間又は場所等を制限し、その他必要な措置を講ずるものとする。

3 庁舎管理者は、庁舎に立ち入ろうとする者の人数、行動その他の事情から判断して、これらの者が示威行動その他庁舎における秩序を乱す行為をするおそれがあると認めるときは、庁舎への立入りを禁止するものとする。

(行為の禁止又は退去命令)

第17条 庁舎管理者は、庁舎において次の各号の1に該当する行為をした者について、庁舎の管理上必要があると認めるときは、その行為を禁止し、又は庁舎から直ちに退去することを命ずるものとする。

(1) 職員に面会を強要すること。

(2) 銃器の類、凶器、爆発物及びその他危険物を庁舎に持ち込み、又は持ち込もうとすること。

(3) 旗・のぼり・幕・宣伝ビラ・プラカードその他これらに類する物又は拡声機、宣伝カー等を所持し、使用し、又は持ち込み、若しくは持ち込もうとすること。

(4) 庁舎管理者が立ち入りを禁止した区域に立ち入り、又は立ち入ろうとすること。

(5) 建物、立木、工作物その他の施設設備及び備品その他の物品等を破壊し、損傷し、若しくは汚損し、又はこれらの行為をしようとする事。

(6) 文書、図面等を配布し、若しくは掲示し、又はこれらの行為をしようとする事。

- (7) 多数集合し、放歌高唱し、ねり歩き、その他これらに類する行為をし、又はこれらの行為をしようとする事。
- (8) すわり込みその他通行の妨害になるような行為をし、又はこれらの行為をしようとする事。
- (9) 金銭、物品等の寄附を強要し、若しくは押売りをし、又はこれらの行為をしようとする事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、庁舎における秩序を乱し、若しくは職員の安全をおびやかすような行為をし、又はこれらの行為をしようとする事。

(物件の撤去又は搬出命令)

第18条 庁舎管理者は、庁舎に次の各号の1に該当する者がある場合において、庁舎の管理上必要があると認めるときは、その所有者若しくは占有者又はこれらの物を掲示し、持ち込み、若しくは設置した者（以下「所有者等」という。）に対し、直ちにその物の撤去又は庁舎外への搬出を命ずるものとする。

- (1) 第15条第1項の許可を受けず、又は許可の条件若しくは許可に際してなされた掲示に違反して掲示された広告物等
- (2) 庁舎に持ち込まれた銃器、凶器、爆発物その他の危険物
- (3) 庁舎に設置されたテントその他これに類する施設
- (4) 庁舎に掲げられ、又は持ち込まれた旗、のぼり、幕、宣伝ビラ、プラカード、拡声機、宣伝カーその他これらに類する物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理上支障をきたすおそれがあると認められる物

2 庁舎管理者は、前項各号に掲げる物の所有者等が同項の命令に従わないとき、若しくは所有者等が判明しないとき、又は庁舎の管理上緊急の必要があると認めるときは、自ら、これを撤去し、又は庁舎外に搬出することができる。

(倉庫等への立入禁止)

第19条 庁舎管理者は、電話交換室、電気室、機械室、倉庫、書庫、その他庁舎管理者の指定する場所に、みだりに関係者以外の者が立ち入らないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定められた場所へ立ち入ろうとする者は、あらかじめ庁舎管理者又は管理責任者の許可を受けなければならない。

第4章 雑則

(清掃及び清潔)

第20条 職員は、庁舎の清潔の保持及び整理に努めなければならない。

2 庁舎管理者は、庁舎の清掃及び清潔の保持のため、必要な措置を講ずるものとする。

(管理の実施細則)

第21条 この規則に定めるもののほか、庁舎の管理に関し必要な事項は、庁舎管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年9月4日から施行し、同年9月1日から適用する。

附 則 (平成20年4月1日沖縄防衛局達第3号)

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日沖縄防衛局達第3号）

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日沖縄防衛局達第3号）

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日沖縄防衛局達第2号）

この達は、平成23年3月31日から施行する。

附 則（平成25年5月16日沖縄防衛局達第1号）

この達は、平成25年5月16日から施行する。

附 則（平成27年4月10日沖縄防衛局達第3号）

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成28年4月1日沖縄防衛局達第2号）

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月1日沖縄防衛局達第5号）

この達は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日沖縄防衛局達第3号）

この達は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日沖縄防衛局達第6号）

この達は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日沖縄防衛局達第2号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日沖縄防衛局達第3号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。

別表

管理責任者及び管理する区域並びに管理事項

管理責任者	管 理 区 域	管理事項
総務課長	課に属する部分、局長室、次長室、総務部長室、心の相談窓口、当直室	1 第17条に基 づく行為の禁止 及び退去命令等 に関すること。
会計課長	他の管理に属さない区域全部	
契約課長	課に属する部分、入札室	2 第18条に基 づく撤去又は搬 出に関するこ と。
報道室長	室に属する部分	
訟務官	室に属する部分	3 第20条に基 づく清掃及び清 潔に関するこ と。
地方調整課長	課に属する部分、企画部長室、次長室、 3階企画部保管庫	
移設整備課長	課に属する部分	4 前各号のほ か、庁舎の保全 と維持を図る事 項に関するこ と。
連絡調整課長	課に属する部分	
地方協力確保課長	課に属する部分	
施設対策計画課長	課に属する部分	
周辺環境整備課長	課に属する部分	
防音対策課長	課に属する部分	
住宅防音課長	課に属する部分	
調達計画課長	課に属する部分、調達部長室、次長室、 3階調達部保管庫	
事業監理課長	課に属する部分	
建築課長	課に属する部分	
土木課長	課に属する部分	
設備課長	課に属する部分	
業務課長	課に属する部分、管理部長室、次長室、 事故補償相談室	
施設補償課長	課に属する部分	
施設管理課長	課に属する部分、5階国有財産台帳保 管庫	
施設取得第1課長	課に属する部分	
施設取得第2課長	課に属する部分	
施設取得第3課長	課に属する部分	
返還対策課長	課に属する部分	
防衛補佐官	室に属する部分	

労務対策官

室に属する部分